

博物館と公文書館について

1 博物館と公文書館の対比

項目	博物館	公文書館
根拠法	博物館法（昭和26年制定）	公文書館法（昭和62年制定）
国の所管	文部科学省	総務省
法にみる定義 （部分抜粋）	歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関。（博物館法 第2条より）	歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。（公文書館法 第4条より） 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する（公文書館法 第3条） 公文書館は、国又は地方公共団体が設置する。
基本的な 収蔵資料	モノ資料 公文書館で扱われる古文書・絵図等も資料として扱われている	文献資料 歴史資料として重要な公文書として、近世・近現代の古文書・絵図等も扱われている
機能	資料の収集収蔵・調査研究・展示公開・教育普及 公文書館に比べると、 教育的な観点と展示 に重点がある。	資料の保存・閲覧・調査研究 博物館に比べると、 閲覧 に重点がある（但し公文書館でも、博物館のように展示や講演・講座等の事業を行う館が多い）
専門職員	学芸員 資格が法制化されている。 博物館法により、登録博物館には学芸員を配置することが定められている。	アーキビスト 資格が法制化されていない。 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、専門職員を置かないことができる（公文書館法 附則）

2 県立博物館に公文書館機能が併設される場合のメリットとデメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none"> 博物館と県史編さんグループの双方で収集されている歴史資料としての公文書・古文書・絵図類（県史編さんに伴う収集資料を含む）の収蔵機能を一本化できる。 資料の収蔵・調査研究・写真撮影・保存修復・燻蒸の設備を一体的に活用できる。 これまで博物館に重点のあった展示公開機能と公文書館に重点のあった閲覧機能を融合させることにより、県民が三重の歴史を学び、調べる機会が多くなり、三重県の財産としての資料の活用の幅を広げることができる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 公文書の選別作業にあたり、廃棄予定選別対象公文書を搬入し、整理作業が完了するまで、未燻蒸の状態でも長期管理できる専用の中間保管庫（館蔵資料への虫害を防ぐための）を館内に確保する必要がある。